

2020年7月1日

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに
会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都渋谷区桜丘町20番4号
ネクシーズスクエアビル
株式会社ブランジスタ
代表取締役社長 岩本 恵子



東京都渋谷区桜丘町20番4号
ネクシーズスクエアビル
株式会社ブランジスタソリューション
代表取締役社長 木村 泰宗



(株)ブランジスタ（以下、「分割会社」という。）は、(株)ブランジスタソリューション（以下、「承継会社」という。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2020年7月1日を効力発生日として、分割会社のソリューション業務に係る資産、債務、その他の権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

なお、本件分割は、吸収分割承継株式会社である承継会社においては会社法第796条第1項に定める略式吸収分割の要件を満たし、吸収分割株式会社である分割会社においては同法第784条第2項に定める簡易吸収分割の要件を満たすものであるため、両社の株主総会を経ずに行ったものであります。

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2020年7月1日

2. 分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 株主による吸収分割差止請求手続

本件分割は簡易分割に該当するため、会社法第784条の2の規定による分割会社の株主による差止請求は認められておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求

会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者保護手続

本件分割において、分割会社は、承継会社に承継される債務すべてについて重疊的債務引受をしておりますので、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項による債権者異議手続は実施していません。

3. 承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主による吸収分割差止請求手続

承継会社に対して、会社法第 796 条の 2 の規定に従い本件分割の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合に該当し、承継会社には同項の特別支配会社に該当する分割会社以外の株主が存在しないため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者保護手続

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 5 月 22 日付で官報及び電子公告により債権者に対し本件分割に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申出はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割契約の定めに従い、分割会社のソリューション業務に係る資産、債務、その他の権利義務を承継しました。これにより、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 127 百万円（概算値）、負債の額は 82 百万円（概算値）です。

5. 本件分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 7 月 1 日（予定）

6. 前各号のほか、本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上